

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税賦課関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯豊町は、国民健康保険税賦課関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯豊町長

公表日

平成26年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定及び町税条例等に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険賦課システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16, 30項並びに地方税法第703条の4等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 1, 27, 42, 44, 45の項並びに地方税法703条の4等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民税務課
②所属長	住民税務課長 鈴木 正之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所